

全国民闘連ニュース

第 69 号
1992年
8月 1日

年間購読料
3000円

発行 民族差別と闘う連絡協議会

連絡 ●537 大阪市東成区東小橋3-20-11近畿ビル3階8号 Tel 06-972-1608 Fax 06-973-5666
●210 川崎市川崎区桜本1-8-22 Tel 044-288-2997 Fax 044-287-2045



1992年8月9日 東京デモ行進

特集 在日の戦後補償

全国キャンペーン成功

目次

- | | |
|------------------------|------|
| ●主張 在日の戦後補償がもつ意味 | P 6 |
| ●討論の広場 定住外国人への参政権保障の意義 | P 8 |
| ●各地のたより | P 10 |

在日の戦後補償全国キャンペーン成功

在日韓国・朝鮮人1世への戦後補償を求めて、大阪から東京600キロを在日3世の若者が歩き続けた。それに続くように援護法の改正を求める人々の声は広がった。



活貧党の夏

在日の運動に限ったことではないが、日本の現在の人権運動には、躍動感がない。

2重、3重の行政機構に、バラバラな価値感、物質的豊かさに反比例する精神的貧しさ、これだけ世の中むずかしくなると素朴に「おかしい」と言うことがまわりにわかってもらえないという不安が個人を押しつぶしているのだろう。

それでも頑張らないと思って出かけて見ると知識に満ちた人達の海を泳ぐ(おぼれる)問題にぶつかる。

自然に今の運動にかかわる若い世代にとって越さねばならないハードルが高くなっている。

参加者の金太郎あめ、もっと簡単に参加できて自らの思いをぶつけるやり方があるのでは? 在日の多くは『日韓併合』『3・1独立運動』が何年の出来事か知らなくても自分を抱いてくれたハルモニ(おばあさん)、ハラボジ(おじいさん)

が味わった苦勞を知っている。

そんな漠然とした思いからはじめた運動が、この夏、小さいかも知れないけど花をさかせてくれた。

7月19日から8月9日までの間、「在日の戦後補償を求める徒歩行進隊」には小学生から71才の1世まで普段、民族差別撤廃運動の前面に出ない人の姿があった。

参加した中学生の一人は、「はじめ、戦後補償の行進ということを知らずに参加したけれど自分の足で歩き続け何万人もの人々に(在日の戦後補償の問題)知らせることができたこと、歩いた人達が大人や子どもも最高の仲間になれたことがいちばんうれしかった。」と言い、71才のハラボジは、行進隊の旗をずっと持ち続け、「あなたたちは私の何倍も歩い

て疲れてるから私が持ちます。」と言ってずっと担いでくれた。

訴えていることは、大変重い歴史の精算と今まで続く差別の撤廃という重い課題だったが、行進隊の中から笑う声が絶えたことはなかった。

その笑いは、ふざけているから出ると言った単純なものではなく、隣にいる仲間を疲れている仲間を励ます声援のようだった。

幾日も続く行進の為に、足の裏に水ぶくれが何重にもできたり膝が曲がらなくなったりした者もいた。

その姿を見るときはたしてこんなにまでしてやることの意味ってあるのか。ただの根性論や自己満足の世界になってしまっているのでは、と思う時もあった。

トラックしか通らない焼けたアスファルトの国道を少人数で歩く時、自分達のちっぽけさ、無力さが暑さと疲れて倍加されて襲ってくる。橋の木陰を通った時、川のせせらぎ、蝉の声が弱気な気持ちを頑張らせてくれた。とても不思議だった。

歩いて、人間は本当に必要なものを失ってしまっているのでは、大切なものをなくしているのではと感じる。

「戦後補償」や「民族差別」が解決されないのも本当は、緑を失くして平気になっている人間に撃っているような気がした。

全国行進は、各地での活動、カンパ、1日や数時間だけの参加も含めてたくさんの方の協力で行われた。今振り返って

みると、手前みそかも知れないけれど、日本の援護法の国籍条項という悪政に立ち向かった行進隊は、朝鮮半島に古くから伝わる悪政に立ち向かった洪吉童たちがつくった現代の活貧党のようだった。

小学生から1世までの活貧党は、これからは悪政に立ち向かってさっそうと活躍していきたい。

(在日の戦後補償を求める会 金宣吉)



太陽の日差しが突きさし目が開けられないほど照り返すアスファルト。歩いているだけでTシャツは汗で重くなる。たしかに『夏』を感じる。好きな季節だ。

名古屋から静岡までの6日間行進に参加した。東京までともに歩きたかったが仕事の都合というよりは休暇がないのでこれ以上の参加は無理だった。

歩いていると足の裏は焼けるように熱くなり、ひざの関節がおかしくなった。日によっては40キロを越える距離を歩くこともあり足が棒になるということを実感した。足腰の疲れ、熱さによる全身のだるさ、思考能力もだんだんなくなり、自分が何のために歩いているのかさえわからなくなってしまう状態の時もあった。また、木の陰で涼をとることや冷たい水を一口喉に流し込むこと、そして私生活

ではあまり食べられないおいしい食事にありつけたことにこの上ない幸せを感じた。いかに普段の生活が怠惰なものかしみじみと考えさせられた。

各地域で宿泊を受け入れてくれた方々行進隊の日程にあわせて参加してくれた皆さんのやさしさ、あたたかさにふれあえてたいへん嬉しく、そして感謝の気持ちを込めて「ありがとうございました」と言いたい。そして共に歩けはしなかったが行進隊を支えてくれた人達へ「ご苦労さまでした」。

暑い夏のなか熱い行進は終わった。しかし、戦後補償問題はまだ終わっていない。これからだ。

(在日の戦後補償を求める会 高 博)



私は7/22～26日の間キャラバン隊に参加しました。そこでみんなといっしょに歩き、闘っていると、ものすごくこれからのバネになっていくことをたくさん学びました。

最初はしんどいんじゃないかなと思ったけれどそんな事はなくて、ガソリンスタンドの人達もお茶をくれたりしてしんどさをあまり感じませんでした。

でもつらかったことが一つありました。ビールを配っていた時に、「あんたらは日本で生まれて日本で育ち日本の空気をす

って日本の土をふんでんねんから、そんなつっぱたらあかん。」といわれて、とてもこわくて、くやしい気持ちでした。でもうれしい事もありました。それはトラックの中からカンパをくれる人もいてやっぱり分かってくれる人もいてとてもうれしかったです。

(トッカビ子供会 中学生1年 洪敬順)



ぼくは、7/20～24日までと27日に、大阪から名古屋まで歩きました。在日韓国・朝鮮人の1世に対する戦後補償をもとめて歩きながら多くの日本人や朝鮮人にこのもんだいを知ってもらうためです。

はじめは、たのしそうやから歩いてみようとおもいました。戦後補償のことは全然しりませんでした。でも歩いているうちにちょっとづつ戦後補償のことがわかってきました。

それに、八尾とか東大阪の中学生や高校生もいたり、へんな大人もいてみんなと友達になれたのもよかったです。

歩いていて高校生の人に「がんばりや」とこえをかけられたこともありました。

朝鮮人1世が日本から差別されているのを知っておかしいことだと思いました。

早くこういうことが解決して差別がなくなるようになってほしいとおもいます。

(高槻むくげの会 小学2年 河村政幸)

私は7/21～26日までキャラバン隊に参加して本当によかったと思っています。一週間という短い間にあんなたくさんの親切な人々に出会えたのは初めてだったからです。ほんというとはじめ、戦後補償の行進ということをしらずに参加しました。今考えるととてもはずかしいです。けれど、すぐに教えてもらい一週間がんばりました。

今考えてうれしくおもうのは、自分の足であるきつづけ何万人の人達、大人も子どもも最高の仲間になれたということです。キャラバン隊の仲間はずっと仲間でいたいです。歩いていいるときははつきりいってすごくしんどかったです。とくにかんかんでりの中、トラックだけが走っている道の横を歩くのが一番きつかったです。それにみんなとしゃべれないとなると、もうたまらなく息が苦しくなってきたりしました。他の時はしんどくても、みんなでしとり歌合戦とかやって、しんどさを忘れていた時がほとんどでした。5, 6人で歩いた時もありました。デモ行進に比べると何十倍もすくない人数なのに、さみしきとかはまったく感じたことはありません。どちらかといえばおもしろかったです。

歩いていて気持ちがよくなるときは、たとえば川の橋をわたっているときとかまわりが田んぼばかりの場所でした。そんな時はきまって元気がわいてきました。やっぱり一番幸せを感じれたのは、その日泊まる家についた時でした。朝鮮人に



それぞれの思いを
Tシャツに書き込んだ

生まれてこなかったら、こんな気持ちを味わうことはできなかったと思う。(行進隊)隊長もいっていたように、朝鮮人に生まれてきてよかったとつくづく思うのです。だからこれからもずっと朝鮮人ということをはこりにおもって生きていきます。

一週間、この私ががんばれた理由はキャラバン隊の仲間のたくさんのはげましと、たくさんの人々のかんばや応援があったからです。それがなければ、私は最後の名古屋まで歩いていません。9日の東京へも行っていない。だけどそれがあったから私はできる限り参加しました。これからもキャラバン隊の思いでを大切にしていかに生きていきたいです。

(トッカビ子ども会 中学2年

佐々木雅美)

主張 在日の戦後補償問題がもつ意味

田中宏 (在日の戦後補償を求める会世話人代表)

さまざまな戦後補償問題が噴出しているが、そのなかにあって「在日の戦後補償」はいかなる位置にあり、どんな意味をもつものだろうか。2, 3気付いたことをメモしてみる。

民族差別は、しばしば「国籍」を口実に立ち現れ、一見“無色透明”、“公平中立”を装って差別を正当化してきた。70年代以降の差別撤廃の運動、国際人権の潮流などを受け、「国籍条項」は大きく後退してきた。日本は国際人権規約、難民条約への加入を余儀なくされ、内外人平等は大きく前進した。しかし、戦争犠牲者援護に関する13法はいまなお国籍条項を残している。在日の戦後補償要求は、従って残された最大の国籍条項への挑戦といえよう。

特定の「国と使用関係にあった者」を対象とする援護立法は国籍条項を残しているのに、一般の社会構成員を対象とする社会保障(国民年金や児童手当など)では国籍条項が撤廃されたということは明らかに矛盾している。しかし、この矛盾を解き明かすのは以外と簡単なことで、歴史を直視したかどうかの問題なのである。在日の戦後補償は日本の歴史観の歪みを映し出すことになる。

戦後初の援護立法は、その目的を「国家補償の精神に基き…」とうたい、戦争被害を補償することを宣言したのである。そして、以降の各立法によって、補償の範囲を徐々に拡充して行った。その際、国家総動員法以下の国民徴用令、労務動員令、女子挺身勤労令などなど、それで



行進最終日の集会で
訴える筆者

不十分なら閣議決定さえ援用された。補償内容も当然細かく定められている。現に、石成基さんの場合(第3項症)、日本人であれば約350万円の年金が支給されるというように。

ところで、援護法の支出総額はどの位なのだろうか。1952年から90年までの累計は約31兆円に達する。韓国に3億ドル支払ったというが、こうした「対外支払」は合計でどの位なのだろうか。最も多いフィリピン賠償から台湾人元日本兵の補償まで含めて総額6,386億円だという(92・8・10、朝日新聞論壇)。援護予算の2%にすぎない。しかも、援護予算は今後も支出されるが、対外支払は未済の北朝鮮を除いてすべて支払済である。これでは日本人だけが戦争の被害者になってしまわないか。

在日の戦後補償要求は日本のこうした現実に直接メスを入れつつある。日本の外務省調査によっても、米・英・仏・西独・伊の5ヶ国は、いずれも外国人元兵士に自国民とはほぼ同様の年金又は一時金を支給している。米・カナダの日系人補償が日本に帰国した人をも対象にしたことは周知の通りである。また、最近紹介された「セネガル・ケース」も示唆に富んでいる。国際人権の立場から日本の現実は批判されるべき点を、具体的事例によって提起した意義は大きい。



なぜ在日韓国・朝鮮人は 戦後補償を受けられないのか? (増補版)

編集 在日の戦後補償を求める会

定価 1000円

ご注文は、同会事務局まで。

(東京事務局)

川崎市川崎区桜本1-8-22 (青丘社内)

TEL. 044-288-2997

(大阪事務局)

大阪市東成区東小橋3-20-11

近畿ビル3階8号 (大阪民関連内)

TEL. 06-972-1608

郵便振替 横浜3-57084

討論のひろば

定住外国人への参政権保障の意義

中原良二(兵庫民関連)

国籍による制度的差別の最終形態
＝参政権

在日韓国・朝鮮人ら定住外国人に選挙・被選挙権を保障することは、簡単にいえば公職選挙法の一部改正ですむわけですが、その意味するところは極めて大きいものがあります。

国籍による制度上の差別は戸籍法による排除、退去強制関係を除いては、参政権がほぼ最終的な形態として残されています。このことは参政権の中心である選挙・被選挙権が保障された状況を予想すれば、よくわかります。

①まず、たんに選挙の投票だけでなく議員や市長、知事になることができます。

②公務員に関する「当然の法理」を越えるものであり、公務員任用の国籍条項が完全撤廃されます。

③行政の姿勢が変わり外国人の人権保障の立場からの施策、方針や組織整備が行われます。

④選挙権を資格要件とする民生委員、人権擁護委員、教育委員などになります。

このように、かなり政治的、社会的な状況が一変することは確かでしょう。

公務員国籍条項の撤廃や行政施策要求の闘いなども、逆に参政権を先に取得してしまえば、これら行政上の国籍差別もなくなるといえるのです。だから、権力や行政側は「参政権だけは与えたくない」と最後のトリデを守ろうとしているのです。すでに、その前哨戦は始まっているともいえます。公務員、教員採用の国籍条項のあの頑固な自治省、文部省の態度がそれです。

主権者としての「住民」へ

参政権の保障がもたらす在日外国人の権利や自由の意義については、2つの側面からとりあげてみたいと思います。

第1に住民の権利についてですが、地方自治法10条「市町村の区域内に住所を有する者は当該市町村の住民とする。」とあって、住民には国籍要件はありません。その地域に居住し納税し、少しばかりの行政サービスを受けるだけの受動的な立場の「住民」からさらに一步突き進んで、行政への「意見」とか「自分たちの街づくり」へと積極的に参加する、つまり主権者としての「住民」になるた

めには選挙権なくしては成り立たないのです。そのために同法第11条で「住民の選挙権」規定があります。しかし「日本国民」ということで外国人は排除されているのです。

民主主義原理としての「住民自治」は自分たちの政治や生活のことは自分たちで決めるという、いわゆる自己決定原理ですから、住民で税を払うだけの片務的義務から、住民自治へ主体的に参画できる双務的権利・義務関係が確立されて、はじめて「住民」としての内実が整うこととなります。

選挙権なくして「住民」の権利は保障されないのです。

政治的活動の自由を保障するために

次に、在日の政治的活動の自由の側面から考えてみます。自分の生活に何らかに関連する地方や国への意見や活動は集会ビラまき、デモから陳情・請願そして政治団体や政党での活動、また公務員や議員になることなど広範囲にわたるものです。これらの諸活動は参政権の活動でもあるし、それは、また政治的活動の自由の範囲に入るものです。

現在、在留外国人に許容されている範囲は請願までです。請願は「単に希望の表示にすぎず…受理の義務を課しているだけ」(1949, 4, 28法務調査意見長官兼子一回答)とされているからです。議員

や首長の解職要求や選挙権の行使や政策決定への参画などは許されないのです。つまり政治的影響のない活動だけが許されるというものです。政治的影響を与えないような政治活動とは何でしょうか。肝心の政治的活動の自由は何も与えられないのです。

それから、また、外国人からの政治活動への寄付を禁止する「政治資金規正法」がありますが、これも実態的には空々しい規制ではありますが、この法自身、外国勢力による政党への圧力や乗っ取り論などの排外的な国家論から発想されているといわれていますが、日本に永住またはそれに準ずる定住外国人からの適法な寄付であれば何の問題もないのです。(外国人のうち、在日の除外規定を設けなければよいのです。)

共生社会を展望して

政治的活動の自由の問題は、たんに“政治好き”の人のこととか、“政治とは無関係”という人の問題を越えて、本質的に人間の自由の根本問題であって、人間として尊重されるべき人格権の基本をなすものであって、これの保障なくして開かれた社会と楽しく生活できることが望めないことになります。

政治的活動の自由が保障されているかどうかは、その社会の民主主義と生活安定の水準を示すモノサシです。一部の人

が不自由であれば、その社会の自由は病んでいるです。

定住外国人に参政権を保障することは日本人にとっても、自己の政治的自由の内実の無さ(例えば天皇制で少し突き進めば陰に陽に圧力がかかるなど)を反省し、より拡充するためにも、また、根深く存在する単一民族国家幻想を打破し、真に共生社会を築いていくためにも、不可欠の課題であります。

投稿をお待ちしております

討論の広場では、購読者のみなさんの投稿をお待ちしております。

ひとつのテーマにもとづいて、読者のみなさんの意見や主張を掲載していきます。事務局までどんどんお寄せ下さい。

第1回目の討論のテーマは『在日韓国・朝鮮人の参政権』です。

詳しくは事務局まで。

各地のたより

高槻むくげの会

高校生部会サマーキャンプ開催

去る7月28日～30日、高槻むくげの会の高校生部会は若狭高浜で恒例のサマーキャンプを行ないました。今回は7名が参加しました。

もともとサマーキャンプは在日韓国・朝鮮人高校生のつながりを深め、地域において差別と闘っていく力を養うためにあります。そのためにも一人でも多くの高校生を参加させようと6月より高校生の家を一軒一軒まわり、チラシをわたして参加していない子もサマーキャンプには渋々(?)参加しました。

しかし、現地に着くやいなや、皆海へ飛び出していきます。バスのなかでは退

屈そうにしていた子も、サマーキャンプにはとびっきりの笑顔を見せてくれます。初めてあった子もうずうっと前から付き合いがあるようなそんな感じにさえなります。

くたくたになり、夕食を済ませた後は話し合いがはじまります。「話し合いがなかったらたのしいのになあ」と言う子もいますが、1学期を振り返って各々がぼつりぼつりとしゃべりだしていきます。「高校に入ってから周りの目が気になって、自分が朝鮮人やということを言われへんようになった」、「中三合宿のとき朝鮮人として頑張っていくって言っと



ったやん。なんで頑ばらへんねん」、「やっぱり自分が朝鮮人やということを堂々と言える人間になりたい」

本音で話をするにつれ、みんなが朝鮮

八尾オリニマダン

統一サマーキャンプ開催

今年の夏もトッカビ子ども会では多くの行事を行いました。そのなかでもメインとも言えるオリニマダン(子どもの広場)と統一サマーキャンプを開催しました。

今年のオリニマダンはトッカビ子ども会と高美南小学校でおこなわれました。主催は、「教育の広場実行委員会」という、教組、行政、トッカビなどが中心となる組織です。計16の小学校から100名以上の在日韓国・朝鮮人の子どもたちが参加しました。他地域の子どもたちは普段触れることのない韓国・朝鮮の文化や歴史に目を輝かせ参加していました。



人として同じ悩みや思いを抱えていることが明らかになってきます。そしてそこからいい表すことのできない親近感、結び付きが生まれます。

元気いっぱいになって高槻に戻ってきた高校生たちは、例会でも積極的に活動し、朝鮮人として堂々と生きれるよう地道に、前向きに頑張っています。

(高槻むくげの会 韓洋春)



統一サマーキャンプは琵琶湖湖畔にある、近江八幡休暇村というところで行いました。計8つの小学校から、約60人の在日の子どもが参加しました。また、指導員として、地域の青年が多く参加したり、教師や保護者の参加も多く目立ちました。天候的には、雨は降りませんでした。水が冷たく肌で感じるほどでしたが、それでも子どもたちは琵琶湖に入り楽しんでいました。このほか、みんなで御飯を作ったり、肝だめして泣き出す子がいたり、楽しい夏の思い出になったことと思います。

(トッカビ子ども会 文公輝)

本名で通わせて!

PART 2

創氏改名とは

在日韓国朝鮮人として民族として切に生きることを望む私たちです。しかし、現実には多くの人が、通名（日本名）を使わなくてはこの日本では生きていけないと感じることが多くあります。生活の基盤となる就職にしても、受入れるところはいくつかありますが、本名で働くことを認める会社はまだ少ないです。子供たちの通う学校にしても、同胞の子も日本人の子も同じようにあつかう同化教育が推し進められ、その結果、民族ということを明らかにしては通えない、本名では行けない学校となっています。本名で生きることが認められない社会。その起りである日本が植民地支配の時に行った「創氏改名」から考えてみたいと思います。



講師：Manfred Ringhofer（リングホーファー＝マンフレッド）氏

1951年オーストリア生まれ。ウィーン大学日本学科卒業。日本学博士。

現在、大阪産業大学で比較社会論を教える。

11月8日〔日〕1時半～受付開始 2時～開演

ひろしま国際交流センター

交流ホール 入場カンパ〔会員=500円〕〔一般=700円〕

中区中町8-18広島クリスタルプラザ6階〔T. 541-3777〕

主催：在日韓国朝鮮人の民族教育を語る会

連絡先：広島の民族差別と闘う会 広島市西区中広町1丁目18-28-1512 〔T. 296-5090〕

